

新たに設置された附属機関等に係る協議結果(一覧)
～会議の公開・公募委員の選任について～

資料4

①京都市京町家保全・継承審議会（平成29年11月）都市計画局　まち再生・創造推進室		
＜目的＞ ①京町家の保全及び継承に関する新たな計画を策定するために、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに意見を述べ、また、②京町家の取壊しに関する手続の対象となる京町家について、調査し、及び審議するとともに、意見を述べる。	＜会議＞ 公開	＜市民公募委員＞ 公募する（募集人数2名／応募者数3名）
	＜市民協働推進担当の意見＞ 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	
②京都市商店街空き店舗解消促進事業ビジネスプランに係る意見聴取会議（平成29年10月）産業観光局　商工部商業振興課		
＜目的＞ ビジネスプランの募集に対する応募内容について、専門的な見地から幅広く意見を求める。	＜会議＞ 非公開	＜市民公募委員＞ 公募しない
	＜理由＞ 法人及び個人等が営む事業に関する情報を保護するため。	＜理由＞ 当該会議は、法人及び個人等が営む事業に関し、学識経験者等から意見を聴取するものであり、主に事業計画（ビジネスプラン）の実現可能性や継続性を担保することを目的としており、委員に対し専門的な知識を要求することから、当該会議において、市民委員の公募はなじまない。
＜市民協働推進担当の意見＞ 会議が非公開とされているが、プライバシー情報及び法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第1号及び第2号に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、個人、企業又は団体等の選定、認定、許認可等に関する審査・意見聴取等を目的とするもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員の選任が困難であると認める。		
③京都市上質宿泊施設候補選定に係る有識者会議（平成30年1月）産業観光局　観光MICE推進室		
＜目的＞ 京都市上質宿泊施設誘致制度の運用において、事業者から提案のあった宿泊施設の運営計画及び収支計画を、京都市が「上質宿泊施設候補」計画として選定するに当たり、意見を聴取するもの。	＜会議＞ 非公開	＜市民公募委員＞ 公募しない
	＜理由＞ 検討段階の法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため	＜理由＞ 本委員会は、専門的見地から有識者の意見を聴取することを目的としており、専門的知識をもたない一般市民を委員とすることは本委員会の目的に合致しないため。
＜市民協働推進担当の意見＞ 会議が非公開とされているが、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが、極めて高度の専門性が要求されるものであるため、公募委員を選任することは困難であると認める。		